

三条ものづくり学校入居応募資格および入居条件

1. 応募資格

- (1)ものづくりに関わる事業を行う法人もしくは個人事業主であること。
- (2)三条ものづくり学校が行う下記事業に協力できる事業者であること。
 - ・ものづくりに携わる企業、人、製品、技術、情報の集約、発信
 - ・ものづくり企業とデザイナー等、新たな連携及び交流の機会の創出
 - ・ものづくりに携わる者に対する起業等の支援
 - ・デザイン性の向上等による高付加価値化を目指した商品開発の支援
 - ・ものづくり活動を通じた地域交流の促進

2. 入居条件

- (1)三条ものづくり学校及び拠点施設として行う行事、およびその企画立案に積極的に参加すること。
- (2)地域交流、地域貢献活動を積極的に行うこと。
- (3)来館者に対して仕事内容が見えるような工夫をすること。
- (4)転貸は禁止とし、基本的に他の事業者を同居させないこと。(但し、複数の個人事業主が共同体として共同事業を行う場合のみ、事業内容および契約事業者と同居事業者の関係・役割等を審査のうえ例外として認めることがある)
- (5)入居審査時の事業内容を変更しようとする場合は、必ず申請し再度審査を受けること。
- (6)館内規則および賃貸借契約、各種法令を遵守し、三条ものづくり学校の円滑な事業運営への協力並びに地域の安全及び周辺環境の健全な維持に努めること。
- (7)賃貸借期間中は必ず火災保険に加入すること。
- (8)賃貸借期間中は事業の状況(決算数値、取引先)、雇用者人数、(1)行事への参加状況を定期的に報告すること。なお報告は三条市にも報告する。
- (9)初回契約期間は2年間の定期賃貸契約とし、以後再契約による継続入居は最長でも弊社の指定期間満了日の平成32年3月31日までとする。
- (10)定期賃貸借契約期間満了時には、再度審査を行い、業績や行事への参加状況、三条ものづくり学校および三条市への貢献度を勘案して再契約の可否を決定する。
- (11)定期賃貸借契約締結にあたっては、一定基準を満たす連帯保証人を必要とする。(基準を満たす連帯保証人の年収の目安は、年間賃料の3倍以上)
- (12)三条市と株式会社ものづくり学校との契約が解約もしくは解除になった場合には、入居事業者との個別の定期賃貸借契約も終了するものとする。

以上